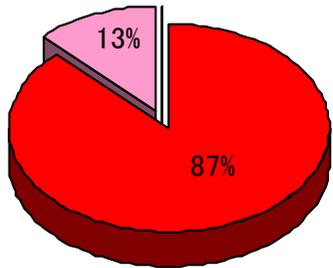


大森弁護士による「施設管理と法的責任」についての講演会を開催しました！ ～平成24年度第3回中部ファシリティ・マネジメント研究会～

中部地方整備局営繕部では、今年度3回目の中部ファシリティ・マネジメント研究会におきまして大森法律事務所の大森文彦弁護士をお招きし、平成24年10月19日(金)に名古屋合同庁舎第1号館 11階共用大会議室において「施設管理と法的責任」をテーマに講演して頂きました。
公的機関の施設管理の重要性が指摘されるなか、施設を管理するうえで事故や故障を未然に防ぐための心構えなどを具体的な裁判事例を用いて参加者への問いかけを交えながら御講演頂き、アンケート結果のとおり大変好評な結果となりました。

感想・評価(全体)

- 大変参考になった
- 多少参考になった
- あまり参考にならなかった
- 参考にならなかった
- その他



参加者アンケートより
(回答率83%)



大森弁護士



大森弁護士

参加者

| | |
|---------------------|-----|
| 国の機関 (中部地方整備局除く) | 7名 |
| 地方・公共団体 | 32名 |
| 中部地方整備局 | 38名 |
| その他 | 1名 |
| 計 | 78名 |



講演の状況



参加者への問いかけ